

東金市立正気小学校いじめ防止基本方針

東金市立正気小学校

令和2年4月

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

◎いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法第2条」にもとづく。

いじめとは、「本校の児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、決して許されない行為である。また、いじめは、どの学年、学級でも起こりうるものであり、すべての児童に関わる問題である。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、みえない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの認知

◎過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもある。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめとして認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

そのために、「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることのアかしである」「組織で認知し、対応することが重要である（一人で抱え込まない）」という考えのもと、いじめの認知を正確に行うことは極めて重要なことである。

◎いじめの認知は、以下の点を考慮して行う。

- (1) いじめられた児童の立場に立つ。
- (2) 「いじめの芽」や「いじめの兆候」についても定義に従い、いじめとして認知する。
- (3) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、児童がかかわっている仲間や集団での何らかの関係を指す。
- (4) 加害者、被害者という二者関係だけでなく、所属集団の問題（無秩序性や閉鎖性等）、観衆（はやし立てたりおもしろがったりする）や傍観者（周辺で暗黙の了解を与えている）の存在にも注意を払う。（いじめの四層構造）

(5) いじめには多様な態様があり、ごく初期段階のいじめ、好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合、外見的にはけんかに見える、本人が否定する、当該児童が知らない、いじめた側といじめられた側が入れ替わる、などの場合をふまえ、以下のように身体的ではない場合も含めて具体的に想定しておく。

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの解消について

◎以下の(1)(2)を確認の上、いじめの解消とする。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。

(2) 本人及び保護者へ面接で確認すること

被害児童本人、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

※上記のいじめが「解消している」状況は、あくまで一つの段階に過ぎず、再発の可能性が十分にあり得ることをふまえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 いじめ防止に関する基本的な考え方

◎いじめの防止は、その言葉のとおり、児童が安心して学校生活を送れるように、いじめが行われなくすることが目的であるが、そのためには、いじめをいち早く発見して拡大しないようにしたり、再発防止に努めたりするだけでなく、いじめを生まない土壌づくり、いわゆる未然防止の視点が大切であり、教育活動全体をとおして、全ての児童の居場所づくりや絆づくりに努めなければならない。同時に、すべての児童に関わる問題としての意識をもち、いじめは許されない行為であることを十分理解させ、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という防止への強い意志を育てていかなければならない。また、防止への対策は、保護者や地域あるいは関係機関との連携のもとに、組織的に推進されなければならない。

5 いじめ防止基本方針策定の観点

(1) 「未然防止のための環境づくり」「早期発見のための手立て」「発見後の適切な対応」の3つの視点から策定する。

(2) 本校の実態をふまえ、全児童、全保護者、全教職員に関わる問題として策定する。

(3) 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を組織し、関係機関との連携を含めて組織的に対応するものとして策定する。

(4) PDCAサイクルの機能をもたせ、点検、評価、改善、公表をしていくものとして策定する。

6 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を講じる。

7 いじめの禁止（本校全教職員および児童の共通理解事項）

児童はいじめを行ってはならない。

8 いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

（責務）

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

（基本姿勢）

① いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気作りに努める。

② 児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。

③ いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。

④ いじめ防止、早期発見、早期解決のために、職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。

9 コンプライアンス

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、いじめの防止等のための基本方針を受けて策定した、「学校基本方針」にもとづいて、いじめ防止、早期発見、早期解決にむけての教育活動を充実させる。

また、いじめ問題への対応にあたっては、「学校基本方針」にもとづいて適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行なわない。

第2章 学校いじめ対策組織

1 組織

管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、教育相談担当、情報担当からなる、校内組織を設置する。

学校基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、教育相談担当、情報担当

日常的な業務についての協議

管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当。

いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に関係する職員が加わる。）

管理職、生徒指導主任、養護教諭、関係学年主任、担任、関係学年職員、その他必要に応じて教務主任、教育相談担当、部活動顧問、スクールカウンセラー等。

2 役割

校内に設置された本組織は具体的に以下の役割を果たす。

- ① 学校経営方針に基づく、いじめ防止の取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

第3章 いじめの未然防止について

1 いじめを許さない学校づくり

- ・教育活動全体を通して、「いじめはぜったいに許されない行為である。」という認識を全教職員、全児童が共有できる学校風土を醸成する。
- ・「いじめゼロ宣言」を全校児童で行い、入学・進級時に全員が署名し宣言する取り組みを行う。
- ・学校は「いじめを許さない。」「いじめられている子を徹底的に守る。」という姿勢を日頃から示す。
- ・直接いじめに関わらなくても、見て見ぬふりをすることは傍観者としていじめに加担していることを知らしめる。

2 児童（生徒）、保護者への啓発活動

- ・学校便り等を活用して、定期的にいじめに対する本校の姿勢を明らかにし、いじめに対する情報を提供する。

- ・年度始めには、いじめ問題に対する基本方針や保護者の責任等を明らかにし、児童の保護者の理解を得る。
- 3 いじめに関する定期的なアンケート調査
- ・いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査を実施する。
 - ・6月 10月 1月に実施する。
 - ・インターネットを通じたいじめについての質問も設ける。
 - ・原則として記名調査とする。調査実施時にいじめ加害者が被害者に圧力をかけることも想定されるため、実施時には、「あなたの書いたアンケートの内容は誰にもわからないようにする」ことを取り決め、全児童に周知する。質問紙を家庭に持ち帰り、保護者と共にアンケートに回答し、封筒に入れ閉じて回収をする。
- 4 教職員の発言
- ・教職員の不適切な発言（差別的な発言や児童生傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを全教職員で確認する。
 - ・不適切な発言については一切排除し、職員同士が互いに注意し合えるようにする。
 - ・学校全体が一堂に会した場において、全教職員、全児童で暴力や暴言を排除することを確認する。
- 5 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開及び他の教科との関連
- ・教職員と児童の「共感的人間関係」を基盤に、児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」する場면을授業のなかに取り入れて、「わかる授業」が展開できるようにする。
 - ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、また活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

(道徳教育)

- ・道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。県教育委員会作成の道徳教育映像教材「ひびけ、心のリコーダー」「いつのまに…」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

(人権教育)

- ・人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。人権教育の充実と、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にす指導を、学年や発達段階に応じて行う。また指導計画にかかわらず、教育活動全体を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導支援を継続する。

(体験活動)

- ・単に何かを体験すればよい、ただ交流すればよいといった位置づけや意識ではなく、児童(生徒)の学年や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識して場や機会を位置づけていく。

(各種行事・キャンペーン)

・いじめゼロ宣言・いのちを大切に作るキャンペーン・児童会活動・人権週間に関する取組等，目的や具体的な指導を明らかにして位置づける。

6 児童の自発的な活動の支援

・児童会活動において，いじめに関わる問題を取り上げて，児童が自主的に取り組む活動を指導・支援していく。この活動を通して自分たちが「いじめをなくしていこう。」という意識を醸成していく。

7 ネットいじめに対策の推進

・児童及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように，必要な啓発活動として，外部講師を招き，携帯電話教室等を行う。

※インターネット上のいじめは，刑法上の名誉毀損や侮辱罪，民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解し，重大な人権侵害にあたる行為であることを理解させる取組を行う。

8 いじめに関する教職員の研修

・いじめの基本認識を共有する。

・いじめ問題に関する指導上の留意点等について，教職員間の共通理解を図り，その観察力や対応力の向上を図る。

・「いじめ問題に関する取組事例集」「生徒指導提要」「生徒指導充実のために」等を活用して，いじめの構造やいじめの進行，いじめの変遷やいじめの態様等の研修を行う。

※特に配慮が必要な児童については，教職員が個々の児童の特性を理解し，情報を共有して学校全体で注意深く見守り，日常的に適切な支援を行う。また，保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い，いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

①発達障害を含む，障害のある児童

②海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者をもつなど，海外につながる児童

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

④東日本大震災に伴う災害によって避難している児童

第4章 いじめの早期発見について

1 いじめはどの学校でも，どの子にも起こりうるとの認識のもと，いじめの抑止力及びいじめの早期発見のためにアンケート調査を行う。

・アンケートに答えることで「ぼくはいじめられているかも知れない。」と，自覚する子もいる。「ぼくは，〇〇君をいじめているかも」と，いじめている児童（生徒）に自覚を促す役目も果たします。「誰かに自分のこと書かれるといけないから，あ

んなこと言うのは止めところ。」と、日常生活でいじめ行為を抑制することにもなる。また、全校同じアンケートが実施されることは、アンケート項目が、児童（生徒）の共通認識になる。「これは、してはいけないことだと学校中のみんなが知っている。」という共通認識は、児童（生徒）に自制を促すと同時に大きな安心感を与える。教師がアンケートを見れば、いくつもの項目に印のある児童（生徒）は注意しなければならないことがすぐにわかる。また、使役行為をされている児童（生徒）、友達から「いじめられているのでは」と報告されている等、危険な項目に名前が書かれている児童（生徒）を見つけることができる。児童（生徒）の間ではやっているカードの交換、メールいじめや金銭のやりとり等、教職員の知らない子どもの裏文化が見つかることもある。

この実態をふまえて本校は子どもの問題行動の具体的な指導のてだてを明確にする。これを集計して、全校職員で「いじめ対策に係る会議」を開き、クラスだけでなく、他クラスとの関連問題、学年を越えた繋がりのある問題を把握し対応する。

また、いじめられている児童は、自尊心から自分が「いじめられている」とは書かない場合が多々ある。児童から訴えない理由はそこにあることが多い。特に、小学校高学年、中学生には、そうした児童がほとんどだと考えられるので、友達からの情報が重要な役割を果たす。また、友達から「いじめを受けている子」の項目に名前があげられた子は、いじめが相当深い段階に入っている子と考えられるので、早急に対応しなければならないので、そうした児童の発見にも役立つ。

これを定期的に行うことで、子供たちに「いじめを訴える機会がある」という安心感を与えることができる。「今は我慢しているけれど、次回には書こう」と、児童（生徒）は、問題の解決を未来に託すこともできる。

(時期)

・5月 10月 1月

(方法)

・低、中、高学年別に作成し、記名方式で実施する。

(内容)

・本校の実態に合ったアンケートを作成する。

2 いじめを認知する取組

アンケート調査以外に、個別面談や教育相談（定期教育相談）等を実施する。

- ・学校全体として定期的な面談を実施する。児童が希望をする時にはいつでも対応する。
- ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等、専門的な立場からの助言を得る。

(観察)

・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。

- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり，児童用のトイレを利用したりして，気になる場面の発見につなげる。
- ・休み時間，昼休み，放課後の校内巡回を計画的に行い，発見につなげる。

第5章 いじめの相談・通報について

1 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- ・相談窓口の周知（教頭，養護教諭，S C，子どもと親の相談員）
管理職・担任・養護教諭・相談箱
- ・日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という，教職員の姿勢を伝えるとともに，実際に訴えがあった場合には，保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し，担任や子どもと親の相談員を中心に，本人の心のケアに努めるとともに，具体的に心身の安全を保証する。
- ・事実関係や気持ちを傾聴する
- ・「あなたを信じているよ。」という姿勢で，疑いをもつことなく傾聴する。事実関係の客観的な把握にこだわり，状況の聴取だけにならないように注意する。
- ・周囲の児童からの訴えがあった場合，いじめを訴えたことにより，その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため，他の児童から目の届かない場所や時間を確保し，訴えを真摯に受け止める。「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え，情報の発信元は，絶対に明かさないことを伝え，安心感を与える。
- ・いじめ相談は卑怯ではなく，適切な行為であり，話す勇気をもたせる。

2 学校以外におけるいじめの相談・通報窓口。

○子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

E-mail saposoudan@chiba-c.ed.jp

○総合教育センター特別支援教育部 043-207-6025

E-mail sosesoudan@chiba-c.ed.jp

○24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

○ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター） 0120-783-497

○子ども人権110番（千葉地方法務局人権擁護課） 0120-007-110

○千葉いのちの電話 043-227-3900

○東上総児童相談所 0475-27-1733

○ライトハウス ちば（千葉県こども・若者総合相談センター）

043-301-2550 火～日10時00分～17時00分 ※月曜が祝日の場合は相談受付あり，翌火曜休み E-mail lighthouse@abeam.ocn.ne.jp

※子ども・若者の抱えるあらゆる問題や悩み事に関する相談（相談先の紹介）

○東金市・いじめ生徒指導相談窓口（学校教育課内） 0475-50-1204

○東金市家庭教育相談室（生涯学習課内） 0475-54-0783

○東金市家庭児童相談室（こども課内） 0475-50-1168

○山武郡市教育相談センター 0475-54-0367

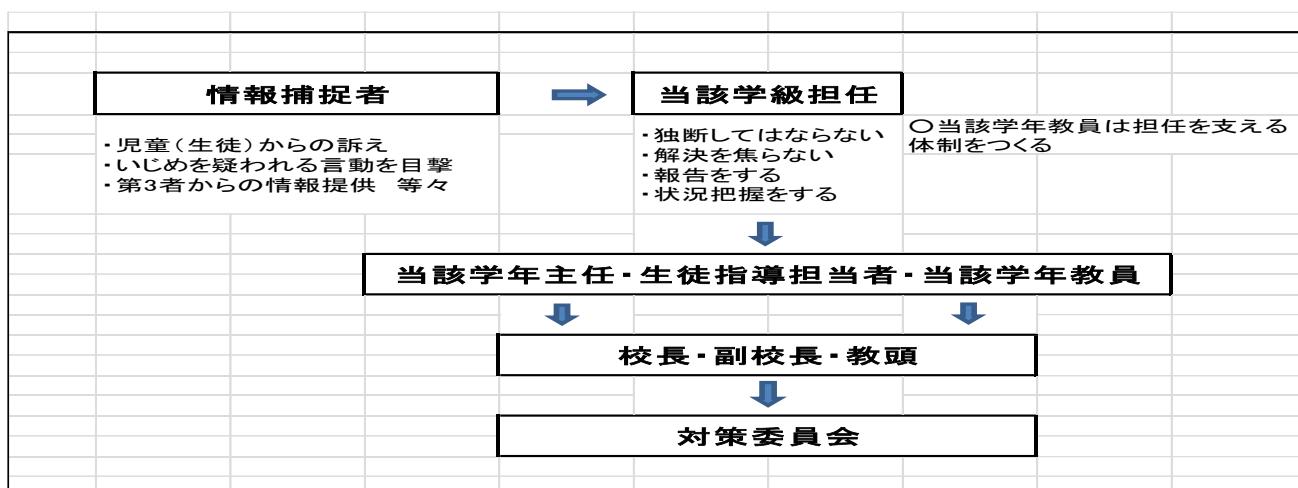
○チャイルドライン千葉 0120-99-777

3 いじめを受けたとき、目撃したときの相談・通報についての指導。

- ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめである」と考えない。
- ・相談、通報は適切な行為であり、「ちくり」といわれる行為は卑怯なことではない。

第6章 いじめを認知した場合の対応について

1 いじめ事案が発生したときの報告連絡体制



2 関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発生状況を報告する ・対応方針について相談する ・児童(生徒)や保護者対応を相談する 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめによる暴行、傷害、恐喝等の刑事事件の発生時 	教育委員会 児童相談所 東金警察署(生活安全課)
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童(生徒)が外傷や心的外傷を負った場合 	医療機関
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童(生徒)、いじめた児童(生徒)の心のケアが必要な場合 	児童相談所 子どもと親のサポートセンター

3 被害者への対応

【基本的な姿勢】

→傾聴・絶対的な味方・交友関係の醸成・自立の支援

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童(生徒)の味方になることを表明する。
- ・児童(生徒)の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続していく。

【事実の確認】

- ・担任を中心として、児童が話しやすい状況(場や聞き手)を設定する。

- ・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞く。

【支援】

- ・学校はいじめ加害者をぜったいに許さないことを表明し、今後の指導について伝える。
- ・自己肯定感を喪失しないよう、児童のよさや、優れているところを認めて励ます。
- ・いじめ加害者との今後の接し方等、行動の行方を具体的に指導する。
- ・学校は、安易に解決したと判断せずに、経過をしっかりと見守っていくことを伝えいつでも相談できる体制にあることを確認する。

【経過観察】

- ・面談や生活ノートを使って定期的に相談活動を行い不安や悩みの解消に努める。
- ・授業等で活躍の場や悠仁との関係づくりを支援していく。

4 加害者への対応

→毅然とした対応・内省・成長の見守り・被害者心情への斟酌

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・加害者に対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
- ・嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- ・被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは決して許されないことに気づかせ、責任転嫁することを許さない。
- ・いじめに至った心情や関わったグループ内での立場等を振り返らせながら、今後の行動について考えさせる。
- ・不平不満、いらだつ気持ちを聞き取る。
- ・事案が重大事態であると判断された場合やいじめの内容及び状況に応じて、学校は、東金市出席停止手続き取り扱い要項により出席停止の手続きをとる。

5 好ましい集団活動の醸造

被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるように指導する。

【経過観察】

- ・生活ノートや面談を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や特別活動等を通して、エネルギーをプラスの方向に向かわせ、良さを認めていく。

5 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- ・いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年等集団全体の問題とであることを確認し、集団全体で対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- ・聴取については、聴取場所の環境を整え、過度の緊張感や圧迫感を与えないように、できるだけ短時間で行う。
- ・聞き取った内容の保存を確実に行う。
- ・聞き取りの際には、言葉遣いや態度に十分注意する。

6 保護者との連携

【いじめを受けた児童の保護者との連携】

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言うことがないようにする。事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。
- ・「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をしないようにする。
- ・電話で簡単に対応することがないようにする。

【いじめた児童（生徒）の保護者との連携】

- ・事情聴取後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・相手の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうよう事実を正確に伝える。
- ・指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

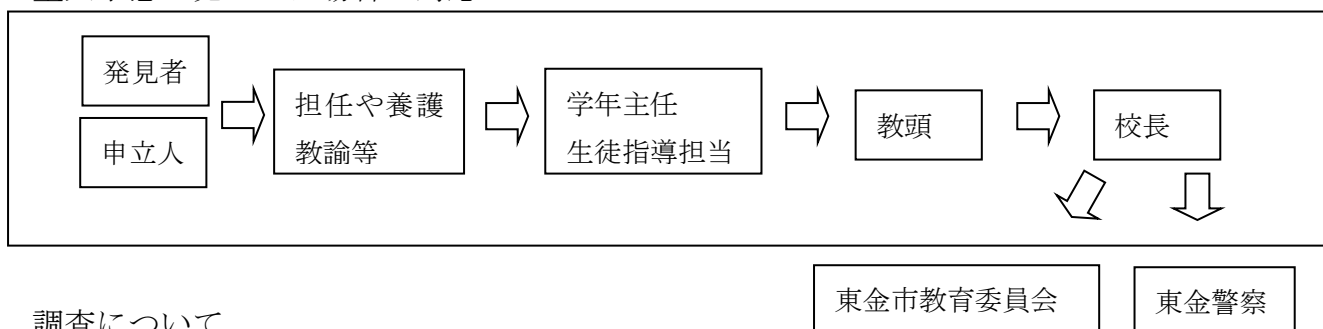
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- ・保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることのないように十分留意する。

第7章 重大事態への対処について

1 重大事態の基準

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席すること余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会及び学校の判断で重大事態と認識する。
- (3) その他の場合
 - ・児童（生徒）や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあった場合。

2 重大事態が発生した場合の対応



3 調査について

【調査主体】

- ・調査主体をどこに設置するかは、東金市教育委員会が判断する。
- ・学校が調査主体になる場合でも、調査内容や人的措置等、教育委員会の協力を得る。
- ・事案の特性やこれまでの経緯、いじめを受けた児童またはその保護者が望む場合には、学校における調査（調査主体を教育委員会に置く場合も含む）に平行して、市長による調査も想定する。この場合は、調査主体同士が密接に連携し、適切に

役割分担を図る。

【組織】

- ・学校は、そのいじめ事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに組織を設ける。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

【事実関係を明確にする】

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。

【いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合】

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童（生徒）の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

【いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合】

- ・児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行っていく。

（自殺の背景調査における留意事項）

- ・児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、全校集会や保護者説明会を設定し、できる限

り配慮と説明を行う。

- ・死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うにあたり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供をする。
- ・初期の段階で情報がなかったらとあって、「トラブルや不適切な対応がなかった」と決めつけない。

【調査結果の提供および報告】

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

- ・学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- ・これらの情報の提供にあたって学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果の報告

- ・調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

第8章 公表・点検・評価について

- 1 ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- 2 本校では、年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、所属職員で評価することを定めている。学校だけの評価で終わらないようにする。
- 3 本校は学校いじめ防止基本方針を年度ごと、または状況に応じてその都度、見直しを行っていく。

第9章 いじめ防止対策年間計画

月	主 な 取 り 組 み
4	学校いじめ防止基本方針の確認
5	
6	入学式（2日） 教育相談週間（6月18日～7月9日）
6	子どもの心を大切にするためのアンケート（6月29日～7月3日）
7	保護者との面談（7月27日～7月30日）
8	職員研修（いじめの防止について）
9	
10	いじめアンケート
11	教育相談週間
12	保護者との個人面談（希望）21日～22日
1	学校生活アンケート 4年人権教室
2	教育相談週間
3	6年生を送る会 卒業式 学校いじめ防止基本方針の見直し

関連法案等

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

（平25・6・19衆議院文部科学委員会）

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

（平25・6・19参議院文部科学委員会）

いじめ防止対策推進法（平25・6・21成立）

いじめ防止対策推進法（平25・6・28公布）

いじめ防止対策推進法（概要）

いじめ防止対策推進法（平25・9・28施行）

いじめの防止等のための基本的な方針の策定